

水銀排出施設一覧

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規 施設	既存 施設 (注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		・伝熱面積 10 m^2 以上 ・燃焼能力(注3) 50L/h 以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられ る精錬及び焙焼 の工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結 炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼 炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶 鋳用反射炉を含む。)転炉及び平炉 ・原料処理能力 1t/h 以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。) ・火格子面積 1 m^2 以上 ・羽口面断面積 0.5 m^2 以上 ・燃焼能力(注3) 50L/h 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
	二次施設	銅(注8)	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙 焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、 溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/h 以上 ・火格子面積 0.5 m^2 以上	50 (注8)	300 (注8)
		鉛又は亜鉛 (注8)	・羽口面断面積 0.2 m^2 以上 ・燃焼能力(注3) 20L/h 以上	50 (注8)	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力(注3) 10L/h 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結 炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/h 以上	30	50
	廃棄物の焼却設 備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下 水汚泥焼却炉)		・火格子面積 2 m^2 以上 ・焼却能力 200kg/h 以上	30
水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5) 又は水銀含有再生資源(注6)を取扱 う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	50	100	
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に供する 焼成炉		・火格子面積 1 m^2 以上 ・燃焼能力(注3) 50L/h 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上	50	80 (注7)

- 注 1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が 5 割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。
- 注 2) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）
- 注 3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
- 注 4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 万 L/h 未満のもの
- 注 5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。
- 注 6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。
- 注 7) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、 $140 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。
- 注 8) 令和 7 年 10 月 1 日施行「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（環水大管発第 2509241 号）より排出基準が改正されました。